第十七・四条　照会

1　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、自国の一般に適用される措置に関し、合理的な期間内に他方の締約国の個別の質問に応じ、及び他方の締約国に情報を提供する。

2　各締約国は、自国の一般に適用される措置について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を容易に公に入手可能なものとする。

3　各締約国は、自国の一般に適用される措置について、ある者からの照会に回答するための適当な仕組みを設け、又は維持する。

4　両締約国は、各締約国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、3に規定する照会に対して提供される回答が最終的な又は法的拘束力を有するものでなく、単に情報としてのものであり得ることを認識する。

第十七・五条　一般に適用される措置の実施

1　各締約国は、自国の全ての一般に適用される措置を一貫性があり、客観的であり、公平であり、及び合理的である態様で実施する。

2　一方の締約国は、特定の場合における他方の締約国の特定の者、産品又はサービスに対する行政上の手続において一般に適用される措置を適用する場合には、自国の法令に従い、当該行政上の手続によって直接に影響を受ける者に対して次の通報及び機会を与える。

(a)　当該行政上の手続がいつ開始されるかについての適当な通報（法的根拠並びに当該行政上の手続の性質、事実及び問題となっている事項の記載を含む。）

(b)　当該直接に影響を受ける者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会（緊急の理由がある場合を除くほか、最終的な行政上の決定を行う前に与えられるものに限る。）

第十七・六条　審査及び上訴

1　各締約国は、この協定の対象となる事項に関する行政上の行為又は自国の法令に定める不作為の速やかな審査又は上訴及び正当な理由がある場合には当該行政上の行為又は当該不作為の是正のため、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所を設置し、若しくは維持し、又は司法上、仲裁上若しくは行政上の手続を採用し、若しくは維持する。これらの裁判所又は手続は、公平であり、かつ、当該行政上の行為の執行について責任を有する機関又は当局から独立しているものとし、当該事項に関する裁判又は手続の結果について実質的な利害関係を有してはならない。

2　各締約国は、1に規定する裁判所における当事者又は1に規定する手続に関与する当事者に対して次のことに関する権利が与えられることを確保する。

(a)　当該当事者がその立場を裏付ける主張を行い、又はその立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b)　証拠及び記録された意見に基づく決定が行われること。

3　各締約国は、自国の法令に定める更なる審査又は上訴に従うことを条件として、問題となる行政上の行為について、2(b)に規定する決定が関連する機関又は当局によって実施されることを確保する。

第十七・七条　透明性の向上の促進に関する協力

両締約国は、適当な場合には、二国間の、地域的な及び多数国間の場において、国際的な貿易及び投資に関して透明性を促進するための方法について協力する。

第十七・八条　他の章との関係

この章の規定の適用は、この協定の他の章の規定の適用を妨げるものではない。

第十八章　規制に関する良い慣行及び規制に関する協力

第Ａ節　規制に関する良い慣行及び規制に関する協力

第一款　一般規定

第十八・一条　目的及び一般原則

1　この節の規定は、二国間の貿易及び投資を拡大するため、次のことを行うことにより、規制に関する良い慣行及び両締約国間の規制に関する協力を促進することを目的とする。

(a)　効果的な、透明性のある及び予見可能な規制上の環境を促進すること。

(b)　一貫性のある規制上の取組を促進し、及び不必要に負担となる、重複した又は相違のある規制上の要件を削減すること。

(c)　締約国の規制措置、規制に関する慣行又は規制上の取組（これらの効率的な適用を強化する方法を含む。）について討議すること。

(d)　国際的な場における両締約国間の協力を強化すること。

2　この節のいかなる規定も、次のような分野における締約国の公共政策の目的を達成し、又は推進するに当たり、保護の水準を定め、又は規律する自国の権利に影響を及ぼすものではない。

(a)　公衆衛生

(b)　人、動物及び植物の生命及び健康

(c)　職業上の衛生及び安全

(d)　労働条件

(e)　環境（気候変動を含む。）

(f)　消費者

(g)　社会的な保護及び社会保障

(h)　個人情報及びサイバーセキュリティ

(i)　文化の多様性

(j)　金融の安定

(k)　エネルギー安全保障

3　この節のいかなる規定も、締約国が次のことを行うことを妨げるものと解してはならない。

(a)　締約国が適当と認める保護の水準で自国の公共政策の目的を達成するため、自国の法的枠組み、原則(注)及び期限に従って規制措置を採用し、維持し、及び適用すること。

注　欧州連合については、当該原則には、欧州連合運営条約並びに欧州連合運営条約第二百八十九条の規定に従って採択される規則及び指令に定めるものを含む。

(b)　一般的な利益に関するサービス（水、健康、教育又は社会に係るサービスに関連するものを含む。）を提供し、及び支援すること。

4　規制措置は、貿易に対する偽装した障害となってはならない。

5　この節のいかなる規定も、特定の規制の結果をもたらすことを両締約国に義務付けるものと解してはならない。

第十八・二条　定義

この節の規定の適用上、

(a)　「規制当局」とは、次のものをいう。

(i)　欧州連合については、欧州委員会

(ii)　日本国については、日本国政府